

財政指標(普通会計)

(単位:千円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入	19,137,505	19,085,847	19,243,447
歳出	18,248,524	18,275,890	18,252,363
実質収支	694,995	716,993	894,986
実質単年度収支	△545,605	△432,729	190,443
基準財政収入額(A)	6,644,277	6,918,390	7,194,004
基準財政需要額(B)	8,117,311	8,342,924	8,141,356
財政力指数(単年度)(A/B)	0.819	0.829	0.884
標準財政規模	10,232,445	10,503,877	10,819,242
歳出充当経常一般財源(C)	9,658,219	9,508,682	9,856,140
歳入経常一般財源(D) <small>(減税補てん債・臨時財政対策債を含む。)</small>	11,375,541	11,194,299	11,440,633
経常収支比率(C/D)	84.9%	84.9%	86.2%
年度末起債残高	20,163,554	20,327,894	20,179,813
公債費比率	14.8%	14.8%	14.9%
起債制限比率 <small>(3か年比率)</small>	9.4%	10.6%	11.2%
実質公債費比率 <small>(3か年比率)</small>	—	20.7%	21.4%

※平成16年度は、旧相良町と旧榛原町を単純合計している。

■**基準財政収入額** 普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な一般財源収入額を下記の式により算定したものです。

基準財政収入額＝【法定普通税＋税交付金（利子割交付金など）＋地方特例交付金】×75/100＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金

■**基準財政需要額** 普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な財政需要を算定するもので、行政項目ごとに下記の式により算定します。

基準財政需要額＝測定単位×補正係数×単位費用

■**財政力指数** 基準財政収入額を基準財政需要額で割ったもので、1以上となると普通交付税が交付されない不交付団体となります。地方公共団体の財政力を見る指標としてよく使われ、この指標が高いほど、財政が豊かであるといわれています。

■**標準財政規模** 地方交付税算定期に基準財政収入額を元に求められる標準税収入額に、地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通地方交付税を加えたもので、地方公共団体の標準的な一般財源の収入額を表します。

■**実質収支** 歳入決算総額から歳出決算総額を差し引き、翌年度に繰り越すべき財源（継続費、繰越明許費など）を控除したもの。実質収支がプラスとなれば黒字で、マイナスとなれば赤字ということになります。

■**実質収支比率** 実質収支を標準財政規模で割ったものです。大きければよいというものではなく、通常3～5%が適当とされています。

■**実質単年度収支** 単年度収支に実質的な黒字要素（財政調整基金積立額・地方債繰上償還額）を足し、実質的な赤字要素（財政調整基金取り崩し額）を控除したものです。

■**経常収支比率** 経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出される特定の財源をもたない経費）を経常一般財源（毎年経常的に収入される一般財源）で割ったものです。低いほど臨時的な経費にまわす財源を確保できることになり、高いほど経常的な経費が財政を圧迫して、財政構造の弾力性が低いということになります。市では75～80%ぐらいがよいといわれています。

■**公債費負担比率** 公債費の中で特定の財源をもたない経費の一般財源総額に占める割合で、比率が高いほど自由度の高い一般財源を多く充ててしまっていることになり、財政構造の硬直性が高まっていることになります。

■**公債費比率** 市債の元利償還金等である公債費を標準財政規模で割ったものです。標準的な一般財源に対する公債費の割合を算出することにより、他団体との比較が可能で客観的な市の公債費の状況がわかります。

■**起債制限比率** 公債費比率と同じような算式で計算しますが、市債が過大とならないよう一定の制限を設ける時の指標となるのがこの起債制限比率です。

■**実質公債費比率** 市町村の元利償還費の水準を測る指標として、いわゆる「起債制限比率」に一定の見直しを行った新たな指標として用いることとされたのが「実質公債費比率」です。

その内容は「公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すもの」と整理されます。